

表1 マイナンバー記載書類と主管・関係部署及び情報システム整理表

(注)日本総研作成

No.	マイナンバー記載書類	主管担当部署	関係部署	記載するマイナンバー	使用する情報システム	提出先	提出手段
1	給与所得の源泉徴収票	・労務課	・各部署庶務担当	・従業員	・人事システム ・給料管理システム ・税申告システム	・税務署 ・市町村	・e-tax
2	給与所得の扶養控除等(異動)申告書						・帳票(紙媒体)
3	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届			・被扶養者	・人事システム ・労働・社会保険管理システム	・健康保険組合 ・日本年金機構	・〇×システム(電子申請)
4	雇用保険被保険者資格取得届						・帳票(紙媒体)
5	報酬・料金、契約金及び賞金の支払い調書	・経理課	・広報課 ・総務課	・従業員	・支払管理システム ・税申告システム	・税務署	・e-tax
6	……			・報酬支払先 ・個人の地主			……

給与所得の源泉徴収票、給与所得の扶養控除等(異動)申告書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格取得届、報酬・料金、契約金及び賞金の支払い調書、……

マイナンバー制度対応の事務については、一般に「取得」「提供」「廃棄」という流れになる。この流れに合わせて、事務規定や要領を見直し、情報システムの改変、従業員教育の実施等が必要になる。それぞれ

て、税分野は国税庁、社会保障分野は厚生労働省のサイトを正確に確認していただきたい。

マイナンバー制度対応の事務については、一般に「取得」「提供」「廃棄」という流れになる。この流れに合わせて、事務規定や要領を見直し、情報システムの改変、従業員教育の実施等が必要になる。それぞれ

て、税分野は国税庁、社会保障分野は厚生労働省のサイトを正確に確認していただきたい。

あなたの会社は大丈夫？

マイナンバー対応のすべて

MY NUMBER

日本総合研究所

あなたの会社は大丈夫？

マイナンバー対応のすべて

日本総合研究所編 日本経済新聞出版社

本書では、企業としてマイナンバーの概要やマイナンバーの利用シーン、さらには国のガイドラインに対応した具体的な安全管理措置について解説し、今後検討が期待されるマイナンバーの民間利用の可能性についても記載しています。

かがわ・ゆういち
1970年生まれ。立命館大学大学院理工学研究科修了後、日本総合研究所へ入社。主に、電子自治体や地域情報政策に関する調査・コンサルティングに従事。また、マイナンバーについては、主に地方公共団体等を対象に数多くの支援を実施している。

迫ってきたマイナンバー制度への対応 事務規定・要領 見直し必要

迫ってきたマイナンバー制度への対応

羅針盤

事業者のマイナンバー対応が必要な分野としては、主に税と社会保障がある。代表的なものとしては、給与所得者が年末調整時に提出している「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」や従業員が入退社した際に必要となる雇用保険、健康保険、厚生年金保険に関する手続きがある。税の手続きは、一般には年末調整として実施することが多いため、最初に対応が必要になるのは来年12月ごろになる。社会保障の手続きは、従業員の採用・退職が随時発生するため、来年1月から対応が必要になる。この中で、アルバイトについては事業主との直接雇用になるため、従業員と同様にマイナンバーの対応が必要である。一方で、派遣社員の場合は直接雇用でな

10月5日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」)により、10月以降順次、各家庭や個人に通知カードは送付され、2016年1月から制度が始まる。政府は、マイナンバー制度の導入において、「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」「行政事務の効率化」の三つの目的を掲げている。国民の利便性では、行政手続における所得証明書など添付書類が不要になると

ともに、情報提供等記録開示システム(通称マイナポータル)による申請可能な手続きや予防接種等の履歴の確認が予定されている。他方、マイナンバー制度は、事業者において大きな影響がある。従業員に関する申告や社会保障手続きにおいて、マイナンバーを記載する必要があるため、従業員だけでなくその扶養者のマイナンバーも取得・管理しなければならない。マイナンバーの取り扱いには、番号法で厳格に規定されており、適切な運用を実施しなければ罰せられる可能性もあるため、十分な注意が必要である。

そのため、マイナンバーの対応は必要無い。マイナンバーが必要な手続きの種類について



の事務において注意すべき点を次に示す。
取得 取得において実施すべきことは「対象者を明確にする」「取得するスケジュールを決める」「誰がどのように取得するか決める」である。表1に示すように、どの事務や手続きでマイナンバーが必要かを明らかにし、その所管部署や対象者、スケジュールを整理することが必要である。また、マイナンバーの取得の際には、定められた方法(表2)による本人確認が必要であり、具体的にどのような方法で誰が本人確認を実施するかを定める必要がある。なお、扶養者のマイナンバーについては、事業者が代わって従業員が本人確認を行うとされており、わざわざ家族が会社に出向くようなことは不要である。
ガイドラインでは、情報漏洩のリスクを軽減するため、マイナンバーを取り扱う担当者限定するように定められている。具体的には、取り扱い

利便性向上に期待

3年めど利用範囲拡大

い担当者を本社の総務部門に配置する場合、各部署や各支社・事業所に配置する場合など、各事業者の状況に合わせて決めることになる。また、遠隔地における従業員の本人確認では、メールや郵送が利用可能であり、こうした点を考慮し担当者を配置することが肝要である。

とは、「誰がどのように提供すべき書類を作成するか決める」「提出方法を決める」で、各事業者の状況に合わせて決めることになる。また、遠隔地における従業員の本人確認では、メールや郵送が利用可能であり、こうした点を考慮し担当者を配置することが肝要である。

書類作成においては、とりわけ作成ミス(特にマイナンバーの誤記や作成中に情報漏洩が起きないように注意する必要がある。提供方法については、紛失や情報漏洩の対策を講じる必要がある。特に、郵送する場合は、外から見えないように必ず封緘をすること)において実施すべきこと)において実施すべきこと)において実施すべきこと

表2 本人確認の方法 (注)日本総研作成			
	マイナンバーの確認	身元の確認	備考
パターン1	通知カードorマイナンバー記載住民票	運転免許証orパスポートorその他写真付き身分証明書	どの書類が有効かは、番号法及び番号法施行規則に基づく
パターン2	通知カードorマイナンバー記載住民票	(省略)	雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかであると個人番号利用事務実施者が認めるときには、身元確認書類は要しない
パターン3		個人番号カード	個人番号カードは、平成28年1月以降配布

※通知カードとは：平成27年10月以降、住民票に登録されている住所宛てに届く、マイナンバーを記載したカード
※マイナンバー記載住民票とは：マイナンバー通知後、記載希望者に発行される、マイナンバーが記載された住民票

個人情報保護法では死者の情報は対象とならないが、番号法では死者のマイナンバーも対象になるため、継続的に管理する必要がある。
保存期間を超えた書類・データについては、迅速に廃棄しなければならない。その方法について、ガイドラインでは「容易に復元できない手段」とされている。例えば、容易に復元できない手段としては書類であれば溶解やシュレッダーによる廃棄、データについてはゴミ箱へ移動後に削除すればよいこととなっている(データ復元の専用ソフトウェア等を用いなければ復元できない状況は、容易に復元できない状況とされている)。

マイナンバーは現行、法施行後3年をめどに、利用範囲の拡大が予定されており、民間利用についても検討されることになっている。
民間利用では、マイナンバーの利用と個人番号カードの利用がある。前者については、行政が保有する情報と連携することで新しいサービスを創出するケースが考えられる。例えば、リコールの際に、マイナンバーを活用して住所や連絡先を把握できるようにすれば、能動的に素早く回収に動くことが可能になる。後者については、商店街の地域カードとの一体化などが考えられる。

また、個人番号カードを利用した公的個人認証の利用については、既に法的に可能になっているが、国も民間分野での活用を推進している。物流分野の場合、公的個人認証を活用して確実な本人確認が出来るようになる。今後、場所に関係なく個人・荷物を届けることが可能になるかも知れない。このように、マイナンバーの利活用は、利便性の向上や新しいサービス創出に期待されている。